

公益目的支出計画

実施報告書

平成27年度

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

一般社団法人 東京建設業協会

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【27年度(2015/4/1 から 2016/3/31 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	240,203,773 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	269,157,035 円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	183,252,632 円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	130,957,166 円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	45,052,763 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	-28,953,262 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
事業の見直しにより、平成 26 年度より、継1の「まちづくり展」を廃止している。そのためこの事業に係る支出並びに助成金等の収入が減少した。 継続事業の実施状況の規模を鑑みても、公益目的支出計画の実施には、影響がない。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成 28 年 3 月 31 日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	240,203,773 円	240,203,773 円	240,203,773 円	240,203,773 円	0 円
公益目的収支差額	102,425,571 円	183,252,632 円	204,851,142 円	269,157,035 円	0 円
公益目的支出の額	145,225,571 円	123,220,553 円	145,225,571 円	130,957,166 円	0 円
実施事業収入の額	42,800,000 円	36,315,848 円	42,800,000 円	45,052,763 円	0 円
公益目的財産残額	137,778,202 円	56,951,141 円	35,352,631 円	-28,953,262 円	0 円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 1	建設業に関する普及啓発、雇用対策及び入職に関する情報提供、行政機関と協力し建設業界の発展と向上及び災害対策・復旧支援を行う事業

(1)計画記載事項

事業の概要
<p>【事業の趣旨、複数の事業を1つにまとめた理由】 本事業は、「1.セミナー、展示会等のイベントの開催」「2.ハンドブック及び機関紙等の発行およびホームページやメールマガジン等のIT技術を利用した情報提供」「3.雇用に関するイベントや冊子の発行を通じて、建設業界の雇用改善、職場環境の改善、若者に対し建設業の仕事の内容等についての情報提供」「4.行政機関と協力し、建設業界の発展と向上及び災害対策・復旧支援」という様々な業務を行っております。当該事業は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、優秀な若者が建設業界への興味を促進し、建設業法の目的達成に寄与することが期待されることから、公共の福祉の増進に貢献することを目的として実施するものであります。 上記より、本事業で実施している複数の業務は、ともに建設業という観点から公共の福祉の増進に貢献することを目的として実施するものであることから、複数の事業を1つにまとめております。</p> <p>「1. セミナー、展示会等のイベントの開催」</p> <p>【事業の内容】 本協会は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的としてセミナー、展示会等のイベントの開催を行っております。 本事業としては、主に以下のようなセミナー、展示会等のイベントの開催を行っております。</p> <p>(コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会) 建設業のコンプライアンスに関する社会的認識の向上を目的として実施するコンプライアンスセミナーや建築技術者の技術力向上を目的として実施する建築技術者向け講習会、その他情報提供等を目的として実施する廃棄物適正処理講習会、関東地整入札契約方針説明会、施設見学会など、各種セミナー及び講習会・説明会を実施しております。</p> <p>(まちづくり展) 建設業の理解の促進、魅力のPRを目的として「まちづくり展」を開催しており、本協会の会員の技術の紹介や官公庁の推進している街づくりの紹介、模型展示やパネル展示を行っております。</p> <p>(東京都主催の防災展への出展) 一般の方々に地震や災害に備えて住宅の耐震診断を受けることの普及啓発及び注意喚起を目的として東京都主催の防災展に本協会の会員より耐震に関する模型とパネルを借りて出展を行うとともに、ホームページを使用した簡易耐震診断が可能となっており、防災展の当日に診断と解説も行っております。</p> <p>【対象者】 (コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会) 本協会のセミナー及び講習会については、誰でも受講可能であり、不特定多数の方々を対象としております。</p> <p>(まちづくり展) まちづくり展は一般の方々を対象としており、無料で誰でも参加可能となっており、不特定多数の方々を対象としております。</p>

(東京都主催の防災展への出展)

防災展は、無料で誰でも入場可能であり、不特定多数の方々を対象としております。

【必要となる人員、施設】

(コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会)

セミナー及び講習会について事務局は、企画、講師の選定、スケジュール管理、募集活動、受付名簿の作成、会場設営、当日の受付、司会進行、資料準備の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

なお、セミナー及び講習会については、事務局が中心となって行っておりますが、BCPに役立つITサービスセミナーなど、一部のセミナー及び講習会については、IT研究会などの部会を設けて開催しております。

(まちづくり展)

本協会の会員企業の職員で構成される広報部会が企画を行っております。

事務局は、当日の運営、PR広報、部会の開催の補助、出展する企業の募集活動、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(東京都主催の防災展への出展)

本協会の会員企業の職員で構成される耐震部会が防災展当日の一般の方からの質問対応、簡易耐震診断の運営、出展物の準備を行っております。

事務局は、防災展当日の運営、東京都との事前調整、部会の開催の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

【必要となる財産、財源】

(コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会)

一部講習会については、東日本建設業保証株式会社、東京労働局、財団法人建設業振興基金から助成金を受領しております。

一部のセミナー及び講習会は、非会員から参加料(セミナー及び講習会により異なるが概ね5,000円程度)を受領しております。

本協会は、建設資料普及センターが刊行している工事請負契約書等の販売に伴う指導及び相談業務を受託しており、当該工事請負契約書等に変更があった場合にセミナー等を実施することがありますが、当該セミナー等については、建設資料普及センターからの受託料を充当しております。

(まちづくり展)

まちづくり展は、関係団体等からの協賛金を受領するとともに、財団法人建設業振興基金、社団法人関東建設弘済会から助成金を受領しており、当該協賛金と助成金をおもな財源としております。

(東京都主催の防災展への出展)

防災展への出店にあたり、特に財源はないため、赤字になる部分については、本協会の財産を財源としております。

【受託の有無、委託元と受託内容】

建設資料普及センターより当該センターが刊行している工事請負契約書等の指導・相談活動を受託しており、上記の一環としてセミナーを実施しております。

【補助金がある場合、補助金の名称、交付者、目的】

(コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会)

一部の講習会については、東日本建設業保証株式会社、東京労働局、財団法人建設業振興基金から助成金を受領しております。

(まちづくり展)

財団法人建設業振興基金、社団法人関東建設弘済会から助成金を受領しております。

(東京都主催の防災展への出展)

本事業の実施にあたり補助金等の受領はありません。

【委託がある場合、委託内容】

(コンプライアンスセミナー、建築施工技術講習会等の各種セミナー及び講習会・説明会)

セミナー及び講習会については、講師を外部に委託する程度であり、その他の業務は、事務局で運営しており丸投げに該当する委託はありません。

(まちづくり展)

まちづくり展は、展示物の運搬、設営など運営の一部を外部に委託する程度であり、その他の業務は広報部会及び事務局により運営しており、丸投げに該当する委託はありません。

(東京都主催の防災展への出展)

防災展への出展については、当日の運搬、設営など、運営の一部を外部に委託しておりますが、その他の業務は、耐震部会及び事務局により運営しており、丸投げに該当する委託はありません。

「2. ハンドブック及び機関紙等の発行及びホームページやメールマガジン等の IT 技術を利用した情報提供」

【事業の内容】

本事業は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的としてハンドブック及び機関紙等の発行及びホームページやメールマガジン等の IT 技術を利用した情報提供を行っております。

本協会が発行している主なハンドブック及び機関紙等及び IT 技術等を利用した情報提供の状況は以下のとおりであります。

(地震・水害対策ハンドブック)

災害に備えての社会資本整備と建設業の役割を普及啓発、都民の安全安心に寄与することを目的として「地震・水害対策ハンドブック」の発行と配布を行っており、主な内容は以下のとおりであります。

- ・「地震災害のことを知ろう、考えよう」
- ・「地震災害に備えよう」
- ・「地震災害、その時に」
- ・「都民の暮らしを支える建設技術」
- ・「復旧・復興に貢献します」 など

(東建月報)

建設業に関する情報提供及び理解の促進を目的として機関紙「東建月報」の発行と配布を年 12 回、毎月行っており、主な内容は以下のとおりであります。

- ・有識者に対するインタビュー記事
- ・基調講演・内容要旨
- ・本協会の活動状況 など

(耐震診断・改修のススメ)

耐震診断・改修の普及啓発を目的として「耐震診断・改修のススメ」をイベント等で配布を行っており、主な内容は以下のとおりとなります。

- 1 耐震診断に関する Q&A
- 2 耐震改修に関する Q&A
- 3 耐震診断・改修に関する補助金に関する Q&A

(IT 技術等の利用)

都民の方に耐震についての普及啓発を目的とし、本協会のホームページでの簡易耐震診断や工事の安全を普及啓発することを目的として安全対策に関する情報提供、その他に環境や IT に関する情報提供、官庁からの通知及び通達並びに講習会等の案内などを行っております。また、メール配信システムを活用し、関係法令、各種制度、その他有用な情報提供を行っております。

【対象者】

(地震・水害対策ハンドブック)

「地震・水害対策ハンドブック」は、本協会の会員に無料配布を行うとともに、展示会等で一般の方々に対しても無料配布を行っており、不特定多数の方々を対象としております。

(東建月報)

「東建月報」は、本協会の会員、大学の図書館、官公庁、関係団体に無料配布するとともに、希望者にも無料配布を行っており、不特定多数の方々を対象としております。

(耐震診断・改修のススメ)

「耐震診断・改修のススメ」は、本協会の会員に無料配布を行うとともに、展示会等で一般の方々に対しても無料配布を行っており、不特定多数の方々を対象としております。

(IT 技術等の利用)

本協会のホームページ等は、閲覧制限はなく、誰でも閲覧可能となっており、不特定多数の方々を対象となる事業となっております。

また、メール配信による情報提供は、会員向けのサービスとなっておりますが、会員に対する情報提供を通じて、建設業界全体の知識及び技術の向上が期待され不特定多数の方々の利益に供するものであり、メール配信による情報提供も不特定多数の方々を対象としております。

【必要となる人員、施設】

(地震・水害対策ハンドブック)

本協会の会員の職員で構成される広報部会が企画、内容の検討、製作会社の原案の訂正を行っております。事務局は、製作会社とのやりとり、部会開催の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(東建月報)

本協会の会員の職員で構成される広報部会が企画、内容の検討、製作会社の原案の訂正を行っております。事務局は、一部原稿の作成とチェック、製作会社とのやりとり、部会開催の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(耐震診断・改修のススメ)

本協会の会員の職員で構成される耐震部会が企画、編集を行っております。事務局は、印刷会社とのやりとり、配布活動の補助、部会開催の補助、編集構成の詳細箇所の検討、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(IT 技術等の利用)

情報提供の内容により、耐震については耐震部会、安全対策については労働安全研究会、環境対策については環境部会、IT 技術についてはIT 研究会というように本協会の会員企業の職員で構成される各部会等が内容の検討等を行っております。

事務局は、ホームページの更新作業、委託先との調整、部会等の開催補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

【必要となる財産、財源】

(地震・水害対策ハンドブック)

「地震・水害対策ハンドブック」については、特に収入はないため、赤字となる部分については、本協会の財産により賄っております。

(東建月報)

「東建月報」については、広告収入を財源としております。

また、本協会は、建設資料普及センターが刊行している工事請負契約書等の販売に伴う指導及び相談業務を受託しており、上記の一環として「東建月報」に必要な記事を掲載することがあることから、「東建月報」の発行にあたり、建設資料普及センターからの受託料を充当しております。

さらに、本協会は、東日本建設業保証株式会社より、前払い金保証制度の情報提供に関する業務を受託するとともに、財団法人建設業福祉共済団より建設共済制度の情報提供に関する業務を受託しており、ホームページ等に当該制度の掲載を行っているため、ホームページの作成にあたり、東日本建設業保証株式会社及び財団法人建設業福祉共済団からの受託料を充当しております。

その他、赤字となる部分については、本協会の財源より賄っております。

(耐震診断・改修のススメ)

「耐震診断・改修のススメ」については、特に収入はないため、赤字となる部分については、本協会の財産により賄っております。

(IT 技術等の利用)

安全対策に関する情報提供については、東京労働局からの助成金を財源としております。

また、本協会は、東日本建設業保証株式会社と前払金保証制度の情報提供に関する業務を受託するとともに、財団法人建設業福祉共済団より建設共済制度の情報提供に関する業務を受託しており、ホームページ等に当該制度の掲載を行っているため、ホームページの作成にあたり、東日本建設業保証株式会社及び財団法人建設業福祉共済団からの受託料を充当しております。

それ以外の活動については、特に財源はないため、赤字となる部分については、本協会の財産により賄っております。

【受託の有無、委託元と受託内容】

建設資料普及センターより当該センターが刊行している工事請負契約書等の指導・相談活動を受託しており、上記の一環として「東建月報」に必要な記事を掲載しております。東日本建設業保証株式会社と前払金保証制度の情報提供に関する業務を受託するとともに、財団法人建設業福祉共済団より建設共済制度の情報提供に関する業務を受託しております。

【補助金がある場合、補助金の名称、交付者、目的】

本事業実施にあたり補助金等の受領はありません。

【委託がある場合、委託内容】

本事業の実施にあたり、印刷、製本、一部発送及びホームページ等の制作を外部に委託しておりますが、その他の業務は、各委員会、部会及び事務局により行われており、丸投げに該当する委託業務はありません。

「3. 雇用に関するイベントや冊子の発行等を通じて、建設業界の雇用改善、職場環境の改善、若者に対し建設業の仕事の内容等についての情報提供」

【事業の内容】

本事業は、優秀な若者が建設業界への興味を促進させ、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として雇用に関するイベントや冊子の発行等を行い、建設業界の雇用改善、職場環境の改善、若者に対し建設業の仕事の内容等について情報提供を行っております。

本事業としては、主に東京都建設系高校生作品コンペティション、高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等の実施、「Terra(建設雇用と改善 TOKYO)」の発行及び労働安全・雇用関係の冊子等の配布を行っております。

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

東京都都市整備局と共催で、都民の建設業への理解促進や若年者の入職促進を目的として、「東京都建設系高校生作品コンペティション」を開催しております。「東京都建設系高校生作品コンペティション」では、都内の建設系高校10校12学科が参加し、「建設模型」「設計製図」「製図模写」「実習」「家具」「工芸」「ポスター」の7部門を合わせ、約150点の作品を展示するとともに、選考委員会において東建会長賞、最優秀賞、審査員特別賞、CCI 東京特別賞などの優秀作品を選出しております。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等)

若年者の入職促進を目的として高校に本協会の会員が講師となり出張講座を開催するとともに、建設業界の仕事現場の見学会実施、インターンシップ(現場実習)、富士教育センターでの体験実習などを行っております。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

建設業の雇用改善、労働環境の改善を目的として「Terra(建設雇用と改善 TOKYO)」の発行と配布を年3回、8月、1

1月、2月に行っており、主な内容は以下のとおりであります。

・「いきいき現場訪問」、「職場のコミュニケーション」、「職人訪問」、「いきいき教育現場」、「名所ウォーキング」
・「労務管理講座」、「元気が出る食事」 など

(労働安全・雇用関係の冊子)

労働安全・雇用関係に関する情報提供の一環として、冊子を配布しております。

【対象者】

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

東京都建設系作品コンペティションは、都内の建設系学科の高校生であれば誰でも出展可能となっております。また、観覧は、無料で誰でも可能となっており、不特定多数の方々を対象としております。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験学習等)

都内の建設系学科の高校全体を対象としており、都内の建設系学科の高校生であれば誰でも対象となりえる事業であります。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

「Terra(建設雇用と改善 TOKYO)」は、会員及び建設業に関わる団体、協力会社に配布を行っており、不特定多数の方々を対象としております。

(労働安全・雇用関係の冊子等)

冊子については、本協会の会員に無料配付を行っており、会員に対する情報提供を通じて、建設業界全体の建設業界の雇用改善、職場環境の改善、若者の建設業界への興味の促進が期待され、結果として建設業界の活性化に繋がり、建設業界に関係する不特定多数の方々の利益に供するものであります。

【必要となる人員、施設】

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

本協会の会員企業の職員、建設関係団体の職員、行政の職員、高校の教職員等で構成される東京建設人材確保・本協会が賞の選考、授与を行っております。

事務局は、東京都建設系高校生作品コンペティションの企画、当日の運営、広報活動、協議会の開催の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等)

本協会の会員企業の職員、建設関係団体の職員、行政の職員、高校の教職員等で構成される雇用改善推進委員会が雇用全般に関する審議を行っております。

また、建設関係団体の職員、行政の職員、高校の教職員等で構成される東京建設人材確保・育成協議会が高校生の人材確保に関する入職促進に関する協議を行っております。

事務局は、出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等の企画、見学会の現場の募集、講師の調整、委員会及び協議会の開催の補助、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

本協会の会員の職員、関係団体の職員、行政の職員で構成される雇用改善推進委員会の企画部会は、企画、内容の修正等を行っております。

事務局は、企画と取材先との日程の調整、製作会社とのやりとり、部会の開催補助、日程の調整、その他必要となる事務作業全般を行っております。

(労働安全・雇用関係の冊子等)

事務局が冊子等の検討、配布業務、その他必要となる事務作業全般を行っております。

【必要となる財産、財源】

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

東京都建設系高校生作品コンペティションは、東京労働局からの助成金及び東日本建設業保証株式会社からの助成金を受領しており、当該助成金を主な財源としております。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等)

東京都建設系高校生作品コンペティションは、東京労働局からの助成金及び東日本建設業保証株式会社からの助成金を受領しており、当該助成金を主な財源としております。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

「Terra(建設雇用と改善 TOKYO)」については、東京労働局からの助成金を主な財源としております。

(労働安全・雇用関係の冊子等)

労働安全・雇用関係の冊子等の配付については、東京労働局からの助成金を主な財源としております。

【受託の有無、委託元と受託内容】

本事業は、すべて自主事業であります。

【補助金がある場合、補助金の名称、交付者、目的】

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

東京労働局、東日本建設業保証株式会社から助成金を受領しております。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等)

東京労働局から助成金を受領しております。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

東京労働局から助成金を受領しております。

(労働安全・雇用関係の冊子等)

東京労働局から助成金を受領しております。

【委託がある場合、委託内容】

(東京都建設系高校生作品コンペティション)

東京都建設系高校生作品コンペティションは、展示物の運搬、設営など、運営の一部を外部に委託しておりますが、その他の業務は東京建設人材確保・育成協議会及び事務局により運営しており、丸投げに該当する委託はありません。

(高校生に対する出張講座、見学会、インターンシップ及び体験実習等)

富士教育訓練センターで実施する体験実習及び感想文集の印刷を外部に委託しておりますが、その他の業務は、雇用改善推進委員会、東京建設人材確保・育成協議会及び事務局により運営しており、丸投げに該当する委託はありません。

(Terra(建設雇用と改善 TOKYO))

本事業の実施にあたり、印刷、製本、一部発送を外部に委託しておりますが、その他の業務は、各委員会、部会及び事務局により行われており、丸投げに該当する委託業務はありません。

「4. 行政機関と協力し、建設業界の発展と向上及び災害対策・復旧支援」

【事業の趣旨、内容】

本事業は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与するとともに、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として東京都等の行政機関との協力活動、災害対策・復旧支援を行っております。

(建設業界の発展と向上)

東京都等の行政機関と協力により行っている建設業界の発展及び向上に関する事業としては、受発注者間の相互理解及び建設業界の実態を行政機関等に理解して頂くことを目的として意見交換会を実施するとともに、建設業界の抱えている課題の解決に向けての取り組みとして要望書を作成し、行政機関に提出を行っております。

(災害対策・復旧支援)

東京都等の行政機関と協力により行っている災害対策・復旧支援に関する事業としては、災害時の復旧を目的として、東京都等の行政機関と災害協定を締結し、災害時に応急復旧業務や救援物資の調達支援を行っております。また、災害時に本協会の会員企業から調達できる物資等の把握を行い、東京都等の行政機関への報告も行っております。また、都民の方に耐震についての普及啓発を目的として耐震化推進都民会議やマンション耐震化促進協議会など、東京都の開催する会議に積極的に出席し、提案等を行っております。

(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	145,225,571 円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	42,800,000 円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

「1. セミナー、展示会等の開催を通じて建設業に関する普及啓発を行う事業」

建設業を技術的、経済的および社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として、セミナーや展示会等のイベントを実施した。

(セミナー、説明会、見学会等の開催)

○社会人としての心構えをはじめ、ビジネスマナー、建設産業の動向や現場などの基礎知識を習得することを目的とした「建設業新入社員研修会」を開催した。〔4月2日～3日：マツダホール：216名〕

○良質な施工の推進のため、下記の研修を実施した。

- ・現場代理人の折衝力強化研修会〔4月13日：飯田橋レインボービル 99名〕
- ・コンクリート施工技術講習会〔8月26日：浜離宮建設プラザ：108名〕

○若年社員の育成を支援するため下記の研修を実施した。

- ・新入社員半年フォロー研修会
〔10月15日：飯田橋レインボービル：55名〕
〔11月12日：家の光会館：59名〕
- ・若手社員(3～5年次)フォロー研修会(建築系)
〔10月22日：飯田橋レインボービル：53名〕
- ・若手社員(3～5年次)フォロー研修会(土木系)
〔10月23日：飯田橋レインボービル：44名〕

○営業部門の幹部を対象に、営業戦略の考え方を始め、営業管理者としてのチームセールスの考え方やチーム運営の進め方などの習得を目的とした「営業幹部研修会～営業部門強化の方策～」を開催した。〔5月14日：エッサム神田ホール：34名〕

○参加企業の経審データを基に、自社の経営状況や業界におけるポジション、外部機関の評価等を把握し、経営改革の戦略策定やロードマップの検討を行う「経審データを用いた経営分析・経営計画セミナー」を開催した。〔5月21日：東京建設業協会会議室：22名〕

○顧客にとっての便益を明確にした完成度の高いプレゼンテーションの習得を目的とした「説得力を強化する効果的プレゼンテーションセミナー」を開催した。〔6月12日：新宿 NSビル：38名〕

○先輩技術者の体験談やグループ討議などを通じて、若手社員に求められる役割や、仕事の進め方の基本を習得などを体得するとともに、入社2～3年目の若手社員にありがちな不安を解消し、中堅の技術社員へと成長するストーリーを描くことを目的とした「若手社員(2～3年次)ステップアップセミナー」を開催した。〔6月19日：ヒューリックカンファレンス：76名〕

○「現場の若手技術者をやめさせないために」をテーマとした『若年技術者を育てる指導者研修会～若手技術者をプロフェッショナルに育てるために「上司力」をアップする～』を開催した。〔7月9日：新宿 NSビル：45名〕

○円滑な対人関係を築いていくためのコミュニケーションについて講演と能力強化演習から学ぶ「若手技術者のためのコミュニケーション能力強化研修会」を開催した。〔7月17日：アットビジネスセンター東京駅：43名〕

○東京都の最新の入札契約制度の周知を図るため、「入札契約制度セミナー」を開催し、東京都の入札契約制度の状況や、契約変更時の受注者の対応や、設計変更時の事例などを解説した。〔7月22日：主婦会館プラザエフ：72名〕

○「マイナンバー制度の概要と企業対応のポイント」講習会を開催、平成28年1月より施行されるマイナンバー制度について、企業実務への影響と管理措置等の具体的な対応策を解説した。〔7月30日：マツダホール：87名〕

○現場技術者の計画力、管理力や問題解決力の強化などを目的とした「ネットワーク工程表活用セミナー～最適工程による最大利益を実現、利益は工程の中にある！～」を開催、現場技術者に不可欠なスキル、ネットワーク工程表の活用法、実行予算と出来高調書などについて解説した。〔9月11日：品川インターシティ：51名〕

○公共工事における「工事評価点」が総合評価方式における工事の受注に影響するため、工事成績評定点の向上が重要となっていることから、「工事評価点アップ対策セミナー」を開催。工事成績評定点アップのポイントや、評価結果の分析、発注者等とのコミュニケーションの重要性などを解説した。〔9月14日：主婦会館プラザエフ：61名〕

○建設業取引適正化推進月間事業の一環として、「建設業の取引適正化に関する説明会」を開催、建設業における社会保険未加入対策、適正な施工体制などについて周知を図った。〔11月18日：スクワール麹町：168名〕

○建設業界からの反社会的勢力の排除に資することを目的に「暴力団排除対策等に関する講習会」を開催、警視庁暴力団排除担当管理官より最近の反社会的勢力の情勢等について解説を行った。〔12月2日：スクワール麹町：151名〕

○IT教育支援の一環として、「建設業におけるスマホ・タブレット活用セミナー」を開催、スマホ・タブレットの導入・社内展開、活用事例などについて、解説を行った。〔2月5日：エムワイ貸会議室お茶の水：79名〕

(展示会、イベントへの参加・協力)

○東京都が主催する「2015夏・2016冬 耐震キャンペーン」の一環である「耐震改修工法等展示会」並びに「耐震化個別相談会」に参加。展示会では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた協会の取組みなどを紹介したほか、協会常設の耐震化相談窓口のPRを行った。個別相談会では、耐震部会委員が相談員となり、都民からの耐震改修に関する相談に対応した。

【2015夏 耐震キャンペーン】

・8月23日～25日：耐震改修工法等展示会〔新宿駅西口広場イベントコーナー：来場者1万名〕

・9月2日：耐震化個別相談会〔都庁第一本庁舎レセプションホール：相談件数16件〕

【2016冬 耐震キャンペーン】

・1月15日～17日：耐震改修工法等展示会〔新宿駅西口広場イベントコーナー：来場者1万名〕

・1月22日：耐震化個別相談会〔都庁第一本庁舎レセプションホール：相談件数17件〕

○東京都主催による「防災展2016～東日本大震災から5年 今やろう、減災への備え～」に参画、パネルの展示にて、耐震診断・改修工事の概要、耐震補強の事例・工法、伊豆大島土砂災害発生時の復旧支援活動等を紹介し、災害対策ハンドブック等を配布するなど、関心高まる都民の防災意識の機会をとらえると共に防災知識の普及・向上、併せて建設業のPRに努めた。〔3月11日～13日：新宿駅西口広場イベントコーナー：来場者1万名〕

「2. 冊子等の発行、IT技術の活用等により建設業に関する普及啓発を行う事業」

建設業を技術的、経済的および社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として、機関誌およびハンドブック等の発行、ホームページやメールマガジン等の媒体により広く情報提供を行った。

(災害対応情報の提供)

○東京都、関東地方整備局と締結する災害協定や、東日本大震災、伊豆大島土砂災害など過去の災害時の対応状況をまとめた「災害対応ホームページ」を開設。締結している10の協定内容と協力要請から対応までの流れを掲載するほか、協会がこれまで対応した災害協定に基づく復旧支援活動を掲載し、情報提供拡充を図った。〔開設：8

月 1 日、アクセス数:約 94,000 回/月]

(耐震診断・改修に関する情報の提供)

○「耐震診断・改修ホームページ」の充実に努め、建物の耐震化促進、関連情報の提供拡充を図った。[アクセス数:約 2,000 回/月]

(IT 教育の支援)

○新社会人の IT 教育を支援するため、メールのマナーやファイル管理の基本、セキュリティなどの活用事例をわかりやすく掲載した冊子「建設 IT スキル・マナー2015」を発行・配布し、あわせて「建設業新入社員研修会」において解説を行った。[4 月 1 日発行、発行部数:1,200 部][配布先:会員、新入社員研修会参加者など]

(中小建設業の IT 活用の推進)

○中小建設業の IT 活用を推進し、経営の効率化や経営基盤の強化を支援するため、「建設 IT ホームページ」を随時更新し、IT 情報の提供拡充を図った。[アクセス数:約 3,800 回/月]

○最新のスマートフォン及び通信技術、メガネ型端末・モバイル通信技術の動向について理解を深めるため、NTT ドコモの本社ショールームを視察し、情報交換を行った。[7 月 24 日]

○日建連と島根県建設業協会及び松江工業高等専門学校との意見交換会に IT 部会委員が参加し、各協会・学校における ICT の活用に向けた取組などについて活発な意見交換を行った。[11 月 19 日]

(環境関連情報の提供拡充)

○環境に関する各種規制や手続き、事例等を紹介する「環境ホームページ」の内容充実を図るなど、環境関連情報の提供を強化した。[アクセス数:約 43,000 回/月]

(建設副産物の適正処理の推進)

○東京都と当協会、東京都産業廃棄物協会、東京建物解体協会の 3 団体による再生砕石問題ワーキンググループは、「東京都との再生砕石等の有効活用に向けた勉強会を開催、再生砕石等の利用状況調査結果、解体・産廃処理の現状と今後、再生砕石問題 WG 検討内容の中間報告などを基に、再生砕石利用拡大への課題について意見交換を行った。

また、都議会自由民主党の「再生砕石等の利用拡大に向けたプロジェクトチーム」が開催され、再生砕石「東京ブランド」使用用途別性能基準(案)、再生骨材コンクリートの利用実績などを基に、活発な議論が行われた。[勉強会:5 月 21 日、プロジェクトチーム:7 月 27 日・12 月 18 日]

○産業廃棄物の処理業者団体との連携を図るため、東京都産業廃棄物協会「施設見学会」に環境部会委員が参加。市原ニューエナジーの建設廃棄物のリサイクル状況を視察するとともに、東京都環境局の担当官を講師に招き、災害廃棄物、PCB、建設汚泥をテーマに勉強会を行った。 [10 月 22 日]

○建設関係 8 団体の共催により、「建設廃棄物の適正処理に係る講習会」を開催、環境関連法体系と建設廃棄物及び排出事業者責任、建設リサイクル法及び廃棄物の委託処理、マニフェストによる管理について解説を行った。[3 月 1 日:明治記念館:171 名]

(会計基準・税制等の理解促進)

○機関誌「東建月報」に会計誌上セミナー『中小建設会社が知っておくべき税務』を掲載、役員の報酬、従業員の給与等について、法人税・所得税・消費税の規定に基づき情報提供を行った。[東建月報 2・3 月号掲載]

(東建月報の発行)

○建設業に関する情報提供及び協会活動の周知を図るため、機関誌「東建月報」を発行し、会員及び関係機関等に対する広報活動に努めた。[発行部数:月 2,100 部×10 回、配布先:会員、行政機関、関係団体等]

(災害対策ハンドブックの配布)

○地震・水害・火災などの災害から生命・財産を守る一助となるよう、都民一人ひとりが行う日頃の備えや、災害に備える社会資本整備と建設業の役割をわかりやすく記載した「災害対策ハンドブック」を各種イベント等において配布した。[配布先:一般市民等]

(東建ホームページとメール配信システムによる情報の提供)

○法令の改正・行政の施策等の周知及び協会の事業活動等を随時紹介するため、東建ホームページを更新するとともに、メール配信システムによる迅速な情報提供を行った。〔アクセス数:約363,000回/月、会員専用メール配信:15回〕

「3. 建設業における雇用・職場環境の改善、入職促進に関する情報提供等を行う事業」

建設業を技術的、経済的および社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として、建設業の雇用改善、職場環境の改善を図った。併せて、若年者に対して、建設業の仕事の内容、ものづくりの魅力などに関する情報提供を行い、優秀な人材の確保および育成に努めた。

(新規就業者の確保の支援)

○東京土木施工管理技士会との共催による、大学生・大学院生・既卒者等を対象とした「みんなの建設業☆就職フェスタ」の参加企業向け説明会を開催、説明会におけるイベントの概要等の解説と新卒採用市場の講演会を実施した。〔12月3日:TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター:61社〕

○2017年3月卒業予定の学生を対象とした建設業界への就職を目指す学生のための合同企業説明会「みんなの建設業☆就職フェスタ」を開催、学生との交流の場を設け、優秀な人材の採用を目指す会員企業の取り組みを支援した。〔3月11日:池袋サンシャインシティ文化会館・参加会員企業88社、参加学生約400名〕

(若年者向け業界案内の発行)

○建設企業への就職を考えている学生等に、建設業界の概要、建設業の魅力・働き甲斐、女性社員の活躍等をPRする冊子「on your mark」を発行。合同企業説明会の参加者をはじめ、学校やハローワーク等の協力により広く配布した。〔12月1日発行、発行部数:3万部〕〔配布先:合同企業説明会参加者、学校、ハローワークなど〕

(若年社員定着の支援)

○東京都が実施する地域人づくり事業「建設業における若手従業員への資格取得サポート事業」(中小企業対象)に参画し、若年技術者の1級施工管理技士(土木・建築)の資格取得を支援するとともに、雇用者に資格取得者の処遇改善を促すことにより、優秀な人材の定着を図った。

(東京都建設系高校生作品コンペティション2015の開催)

○若年者の入職促進と都民の建設業への理解促進を目的として、東京都都市整備局との共催により「東京都建設系高校生作品コンペティション2015」を開催した。東京建設・教育連絡協議会加盟9校による建設系高校生の日ごろの学業の成果である建設模型・製図等の作品120点を展示。会長賞(1点)、最優秀賞(6点)のほか、審査員特別賞(7点)CCI東京特別賞(8点)などを決定を選出した。〔12月4日～5日:新宿駅西口広場イベントコーナー〕

(生徒、保護者、教諭を対象とした見学会、体験実習、出張講座の実施)

○建設業を目指す若者たちに、ものづくりの魅力を伝える出張講座を実施したほか、建設業の仕事に関する理解促進と、入職後のミスマッチを減少させるため、現場実習や現場見学会を開催した。

1)建設現場見学会の実施・支援(12回、合計424名)

・日本工業大学駒場高等学校(建築科2年生:20名)

〔7月22日:目黒駅前地区第1種市街地再開発事業施設新築工事/豊洲新市場水産卸売棟ほか建設工事(協力:大成建設)〕

・都立総合工科高等学校(都市工学類型2年生:31名)

〔11月5日:善福寺川調整池工事(協力:飛鳥建設)/新東名高速道路厚木南インターチェンジ工事(協力:東急建設)〕

・都立総合工科高等学校(建築科2年生:35名)

〔11月5日:勝どき五丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事(協力:鹿島建設)〕

・都立工芸高等学校(インテリア科1・2・3年生:48名)

〔11月6日:六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事及び公共施設工事(協力:大成建設)〕

・都立墨田工業高等学校(建築科1年生:33名)

〔11月11日:豊洲新市場(仮称)水産卸売棟ほか建設工事現場(協力:大成建設)〕

・都立墨田工業高等学校(建築科2年生:35名)

〔11月18日：鹿島建設技術研究所西調布実験場（協力：鹿島建設／武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）メイン棟新築工事（協力：竹中工務店）〕

・都立田無工業高等学校（都市工学科：4名、保護者13名）

〔12月5日：渋谷駅東口基盤整備・東急百貨店東横店東・中央館解体、その他（協力：東急建設）〕

・都立蔵前工業高等学校（建築科2年：33名）

〔12月15日：渋谷駅東口基盤整備・東急百貨店東横店東・中央館解体、その他（協力：東急建設）〕

・都立田無工業高等学校（都市工学科2年：35名）

〔12月15日：東京外環自動車道国分工事（協力：鹿島建設）〕

・都立田無工業高等学校（建築科1年：65名）

〔2月3日：鹿島建設技術研究所西調布実験場／武蔵野の森総合スポーツ施設サブアリーナ・プール棟新築工事（その2）（協力：鹿島建設）〕

・都立田無工業高等学校（建築科2年：45名）

〔3月10日：清水建設技術研究所（協力：清水建設）〕

・都立蔵前工業高等学校（建築科1年：35名）

〔3月17日：上智大学四ツ谷キャンパス6号館（ソフィアタワー）建設工事（協力：大成建設）〕

2) 日本工業大学駒場高等学校建築科の1・2年生を対象に「建設業の役割」をテーマとした出張講座を実施し、建設業の魅力をPRした。〔7月21日：40名、協力：大成建設〕

3) 体験実習を通じた専門知識の習得と次代の工業を担う技術者としての資質の向上を図ることなどを目的に、富士教育訓練センターにおいて建設系高校生の体験実習を実施、都立蔵前工業高校・都立工芸高校・都立総合工科高校の生徒及び教諭が参加した。〔8月25日～28日〕

・建築基礎技術コース／内装実務施工コース：参加者22名

・教員対象実務施工体験研修：参加者6名

4) 学科試験を受験する高校生を合格に導くことにより、建設業への就職の動機づけを高めることを目的とした「試験直前出前授業」を実施

・土木施工管理技術検定2級 学科試験対策直前出前授業

都立田無工業高等学校（都市工学科3年生：24名）〔10月9日〕

・建築施工管理技術検定2級 学科試験対策直前出前授業

都立田無工業高等学校（建築科3年生：10名）〔11月6日〕

（若年者向け小冊子の配布）

○若年者の入職促進を目的とした小冊子「みんなの建設業 Q&A 50」を、建設業を目指す学生等に広く配布し、建設業の魅力・仕事の紹介、建造物の構造・施工などに関する様々な情報を提供した。〔配布先：建設系高校等〕

（Terra（建設雇用と改善 TOKYO）の発行）

○建設従事者の雇用・労働環境の改善と、定着促進を目的として、「Terra（建設雇用と改善 TOKYO）」を発行し、建設現場における女性の活躍、労務安全、入職・定着促進への取組み等を紹介した。〔発行部数：1,400部×3回、配布先：会員、行政機関、関係団体等〕

「4. 行政機関との協力により建設業の向上・発展と災害対策・復旧支援等を行う事業」

建設業を技術的、経済的および社会的に向上させ、かつ建設業法の目的達成に寄与し、もって公共の福祉の増進に貢献することを目的として、官民の協力により建設業界の抱えている課題の解決に取り組むとともに、受発注者間の相互理解を深めるため、東京都等の行政機関との意見交換会を実施、併せて、業界意見が政策に反映されるよう要望活動を行った。

東京都等の行政機関と締結している協定に基づき、建築物の耐震化の促進に協力するとともに、災害発生時の応急復旧業務を速やかに実施するため、より実効性の高い体制の整備を図った。

（効果的な提案要望活動の実施）

○東京都財務局との意見交換会を開催し、共通テーマの中長期的な担い手確保のための取組として、予定価格の適正な設定、多様な入札契約方式の選択・活用、適切な設計変更・工事一時中止の実施について改善要望を行った。また、個別テーマとして、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた状況、社会保険未加入問題、女性の活躍推進・障害者雇用促進の取組について、会員企業の状況や取組事例を説明し、業界の現状への理解を求めた。〔8

月 27 日]

○関東地方整備局並びに東京都建設局との意見交換会を開催し、予定価格の適正な設定、入札契約方式の改善及び活用、設計変更・工事一時中止の適切な対応の 3 項目について活発な意見交換を行った。[8 月 28 日]

○平成 28 年度東京都予算の編成に際し、東京都議会自民党に対して、投資的経費の確保・拡大、総合評価方式の改善、前金払制度の改善、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修政策の促進、建設業における人材確保・育成事業の推進、建設副産物の有効利用の促進の 6 項目を骨子とする要望を行った。
[9 月 3 日]

○関東地方整備局営繕部及び甲武営繕事務所との「東京都内の営繕工事における円滑な施工確保のためのヒアリング」を開催し、円滑な施工確保のための取組や、改正品確法を受けた新たな取組などについて情報交換を行った。[9 月 11 日]

○自由民主党東京都支部連合会に対して、平成 28 年度国家予算の編成に際し、安全・安心を支える都市基盤の維持・整備の着実な推進、改正品確法に基づく運用指針の適切な実施、不調・不落対策「大都市補正」の多摩地区への適用拡大、建設副産物の有効利用の促進を要望した。また、税制改正について、都市部の財源を狙い撃ちする不合理な税制の撤回、法人実効税率の引き下げ、雇用促進税制の継続、中小企業に対する外形標準課税導入反対など 11 項目について要望を行った。[10 月 2 日]

○東京都建設局との意見交換を開催、見積積算方式の拡大、適切な工期の設定及び費用負担、施工者との情報共有の推進、設計変更の適切な実施、労働環境の改善の 5 項目について、活発な意見交換を行った。[10 月 19 日]

○関東地方整備局並びに 1 都 8 県の建設業協会との「新技術・情報化施工に関する意見交換会」を開催、新技術の活用状況や、情報化施工の施工実績などが報告されるとともに、活発な意見交換を行った。[10 月 26 日]

○関東甲信越地方 1 都 9 県建設業協会による「ブロック会議」及び「地域懇談会」を開催した。「地域懇談会」では、建設産業の担い手の育成・確保とインフラの適切な品質の確保、発注関係事務の運用に関する指針の徹底及び事業量の安定的かつ継続的な確保の 2 テーマについて意見交換が行われた。「ブロック会議」では、公共事業予算の安定的・持続的な確保、改正品確法の遵守徹底、適切な工期の設定及び施工時期の平準化並びに若手労働者の雇用及び女性技術者の登用の促進、予定価格の幅をもった設定、低入札価格調査基準における一般管理費等の参入率の引き上げと上限の徹底について、地域建設業を対象とする維持管理工事の確保と指名競争入札の拡大、小規模工事における予定価格の設定及び限度額の拡大の 7 項目について各担当県協会より要望事項を提案、最後に 5 項目からなる決議文を採択した。[10 月 7 日：経団連会館]

○関東地方整備局管下 5 事務所との意見交換会を開催、当協会からは、発注条件等の適切な設定・明示、入札契約手続きの改善、受発注者等のコミュニケーションの改善、設計変更・工事一時中止の適切な実施の 4 項目、事務所から「入札参加」についてそれぞれ提案し、活発な意見交換を行った。[2 月 4 日]

(関係法令・制度、行政施策等への対応・周知)

○「平成 27 年度東京都下水道局の不調対策に関する説明会」を開催し、下水道工事の受注促進に向けた取組みについて周知を図った。[4 月 21 日：スクワール麴町：136 名]

○「平成 27 年度関東地方整備局の入札・契約、総合評価の実施方針等に関する説明会」を開催し、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)、平成 27 年度 入札・契約、総合評価の実施方針等、円滑な施工に向けた各種取り組み、情報化施工・新技術活用に関する取り組み、特殊車両通行許可制度について周知を図った。[5 月 28 日：新宿明治安田生命ホール：218 名]

○当協会、日建連関東支部、道建協関東支部の 3 団体共催による「経営事項審査及び建設業許可の申請手続きに関する説明会」を開催し、経審及び許可申請時の留意事項をはじめ、建退共制度や法定外労働災害補償制度などに関する周知徹底を図った。[7 月 1 日：新宿明治安田生命ホール：203 名]

○同和問題に向けた啓発活動の一環として、東京法務局・東京都・東京都人権擁護委員連合会の主催による「えせ同和行為排除のための講演会」に参画した。[2 月 1 日：東京都庁第一本庁舎]

(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進)

○東京都との間で締結した「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定」に基づき、『耐震化相談窓口』を設置、都民からの様々なご質問・ご相談に対応するとともに、耐震改修工事を施工する会員のご紹介を行った。〔相談数:148件、会員紹介数7件〕

(災害協定の実効性の確保)

○東京都各局と締結している災害協定の実効性を確保するため、業務用MCA無線機による通信訓練を実施した。〔下水道局:4月16日、10月9日〕〔建設局:5月20日、7月15日、9月16日、11月18日、1月20日、3月16日〕

○東京都水道局と締結している「災害時における応急対策業務に関する細目協定」に基づき、休日発災を想定とした連絡訓練に参加した。〔6月23日〕

○平成26年3月に関東地方整備局との間で締結した「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」について、広域的な支援が可能となるよう業務等の実施範囲を見直し、新たに「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を平成27年2月27日付で締結した。〔7月24日〕

○東京都建設局と締結している「災害時における応急対策業務に関する細目協定」に基づき、初動対応訓練に参加し、「災害対策協力本部の立ち上げ報告」「MCA無線機を使用した情報連絡」等の訓練を行った。〔2月3日〕

(1)当該事業に係る公益目的支出の額	130,957,166円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	45,052,463円
(3)((1)-(2))の額	85,904,403円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	130,957,166円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	45,052,463円

(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注

事業の見直しにより、平成26年度より、継1の「まちづくり展」を廃止している。そのためこの事業に係る支出並びに助成金等の収入が減少した。

継続事業の実施状況の規模を鑑みても、公益目的支出計画の実施には、影響がない。

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
	敷金	1,598,911 円	円	1,598,911 円	1,598,911 円	計画通り引き続き当該事業で使用
	借室等保証金	1,695,240 円	円	1,695,240 円	1,695,240 円	計画通り引き続き当該事業で使用
a1	建物附属設備	9,485,772 円	1,320,543 円	7,351,949 円	5,931,705 円	計画通り引き続き当該事業で使用
a2	什器備品	410,474 円	円	247,471 円	197,178 円	計画通り引き続き当該事業で使用
a3	ソフトウェア	512,473 円	321,300 円	557,455 円	541,426 円	計画通り引き続き当該事業で使用

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・・a1・など)を記載してください。

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 1	建設業に関する普及啓発、雇用対策及び入職に関する情報提供、行政機関と協力し建設業界の発展と向上及び災害対策・復旧支援を行う事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 収益の額	(2)実施事業収入 の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
事業収益 (受取受講料)	2,981,000 円	2,981,000 円	継1についての受取受講料は、実施事業に係る対価収入であるため実施事業収入とする。
事業収益 (受取受託料)	9,554,265 円	9,554,265 円	継1についての受取受託料は、実施事業に係る対価収入であるため実施事業収入とする。
事業収益 (受取手数料)	33,938 円	33,938 円	継1についての受取手数料は、実施事業に係る対価収入であるため実施事業収入とする。
事業収益 (受取広告料)	1,005,000 円	1,005,000 円	継1についての受取広告料は、実施事業に係る対価収入であるため実施事業収入とする。
受取補助金等 (受取補助金)	13,668,760 円	13,668,760 円	継1についての受取補助金は、用途が当該事業に特定されているため実施事業収入とする。
受取補助金等 (受取助成金)	17,809,800 円	17,809,800 円	継1についての受取助成金は、用途が当該事業に特定されているため実施事業収入とする。
計	45,052,763 円	45,052,763 円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 費用の額	(2)公益目的支出 の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	130,957,166 円	130,957,166 円	異なる費用はない。
計	130,957,166 円	130,957,166 円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注1

独立行政法人勤労者退職金共済機構と「建設業退職金共済事業支部業務委託契約」を締結し、退職金共済契約の締結、共済手帳の交付等の事務手続きを行った。
 なお、当事業の運営については、独立行政法人勤労者退職金共済機構からの受託費用を充てており、公益目的支出計画の実施に対する影響は無い。

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容及び実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
 また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注2

該当なし

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
 また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したものの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
 なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付に備えるため		
	127,100,650 円	7,955,326 円	19,894,326 円	0 円	115,161,650 円
2	役員退職慰労引当金		常勤役員の退職給付に備えるため		
	0 円	1,000,000 円	0 円	0 円	1,000,000 円

(2) (1) 以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	該当なし				
	円	円	円	円	0 円

(3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	財産の名称		目的		事業番号
	期首の価額	当期増加額	当期減少額		期末の価額
			目的使用	その他	
1	該当なし				
	円	円	円	円	0 円

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

一般社団法人東京建設業協会

会 長 飯 塚 恒 生 殿

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの公益目的支出計画実施報告書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 28 年 4 月 19 日

一般社団法人東京建設業協会

監 事 田中常雅 

同 中島孝昌 

同 山本雅生 

同 榎本明人 